内容/その他 妊娠中の過ごし方、歯の

もく浴実習、妊婦体験

離乳食の話と試食(各日

の話(各日とも同一内容)

親子遊び、幼児食の話と

調理実習、会食、妊娠中

の食生活の話置500円 (食材費)

母乳の話、お産のときの 健係 リラックス法 2872

離乳食後期の話と試食、歯養係

身長·体重測定、保育相|保健予防課地域保

談、栄養相談、歯科相談、健係 母親のからだや気持ちの 2725・5127

衛生、栄養と食生活

新生児の保育体験

とも同一内容)

相談

21

問い合わせ

保健予防課地域保

保健予防課保健栄

FAX722 · 3249

FAX725·5198

保健予防課保健栄

®722 · 7996

FAX722 · 3249

₹725·5127

FAX 725.5198

4日金

11日金

|26日(土)

9日(水)

2 日(水)

3 日(木)

11日金

16日(水)

30日(水)

開催日

14日(月)、25日(金)

7日、28日(月)

7日、14日、28日(月)

場

会

健康福祉会館

健康福祉会館

子どもセンターばあん

そ

め

の

鶴川分館

忠生分館

健康福祉会館

健康づくり

悩こ みころ、

生活、

仕事、

法律の

場鶴川 内保護者同士の交流、 ■9月16日冰午前10時15分~ 遺保健予防課☎725・51 換、 11時15分 対双子・三つ子を育てている 母子健康手帳をお持ちのう 手遊び等 725 · 5198 接会場へおいで下さい 市民センター2階和 産予定の方やその家族 (受け 児 付け二午前 の 会

3 6 世 健 康 推 進 課 050 • 3101 • ©724·42 4

場生涯学習センター学習室 じることができな ※混雑状況により、 い場合もな

■9月3日休午前11 の相談もできます。 ※直接会場へおいで下さ ※匿名での相談、 (受け付けは午後3時 家族 在学の 時~午 後 30 方

時

午前10時5分~11時45分

午前10時5分~11時40分

午前9時55分~11時45分

受け付け=午前9時45分

午前10時~午後1時

11時30分、 午後1時30分

午後1時30分~4時

午後1時~3時

間

当窓口などをご案内 相談会を開催します。 ができる関係機関や行政の担 心じて具体的な申請や手続き の助言を行うほか、 精神保健福祉士·行政職 料で相談に応じる総合 0) 解決の 申 弁護士·保健 請や手続き 糸口, します。 、必要に

> キャラクター カクニンジャ

相

談

お気軽にご相談下さい

婦とその夫

保護者

保護者

4~5か月児の

8~9か月児の

1歳6か月~2歳

就学児とその保

0か月児の親子

16~35週の妊健康福祉会館

2か月以上の未 小山市民センタ

平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられたことに伴い、所 得金額が一定以下の方への負担の影響を軽減するために、暫定的・ 臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給します。8月24日から対 象と思われる方へ申請書を順次郵送しますので、お手元に届いたら お早めに申請をして下さい。

支給要件

〇支給対象者

9月の母子健康案内

724·5656)^

事業名

もうすぐママ・パパのための

ぷれぴよクラス(母親学級)

3日間コース-

(申し込み制)

申電話でイベントダイヤル (☜

離乳食・幼児食講習会

(申し込み制)

申電話でイベントダイヤル (窓

724・5656)へ(町田市ホ

ムページで申し込みも可)

乳幼児・母性相談

母子手帳をお持ちのうえ、直接

プレママクッキング

(申し込み制)

724・5656)へ(町田市ホ

-ジで申し込みも可)

会場へおいで下さい。

平成27年1月1日時点で町田市に住民票があり、 平成27年度の市民税が課税されていない方 ただし、次の方は対象外です。

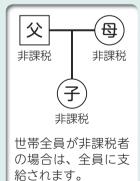
- ・市民税が課税されている方の扶養親族等
- ・生活保護等の受給者

※平成27年度の市民税は平成26年分(平成26年1 月1日~12月31日)の所得から計算されます。

対象者1人につき6000円(1回限り)

支給・不支給の具体的なイメージ

○全員支給される場合 ○全員支給されない場合





扶養者が課税者の場 合は、全員支給され ません。

--上表の凡例 -----

申請受付期間

8月24日 平成28年2月1日

間福祉総務課臨時給付金係®724·4431 FAX 050·3101·0928

市民税が課税されない所得水準の目安

給与収入のみの場合

11-12-12-12-12-12-12-12-12-12-12-12-12-1		
区分(扶養親族等の数)※	年収の目安	
単身(0人)	100万円以下	
夫婦(1人)	156万円以下	
夫婦・子1人(2人)	206万円未満	
夫婦・子2人(3人)	256万円未満	

・年金収入のみの場合

区分(扶養親族等の数)※	年収の目安
単身65歳未満(0人)	105万円以下
単身65歳以上(0人)	155万円以下
夫婦65歳未満(1人)	171万3334円以下
夫婦65歳以上(1人)	211万円以下

※いずれも扶養親族等には控除対象配偶者も含まれます。

給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意を!

町田市職員や厚生労働省職員などが、次のようなことをすることは絶対にありません。

- ●ATM(銀行・コンビニエンスストアなどの現金自動支払機)の操作をお願いする。
- ●給付金の支給を受けるために、手数料などの振り込みを求める。
- ●通帳やキャッシュカードをお預かりする。
- ●フリーダイヤルや携帯電話への電話連絡をお願いする。

ご自宅や職場に町田市職員や厚生労働省職員などを名乗る怪しい電話が かかってきた場合は、即答せずにいったん電話を切り、お近くの警察署(ま たは警察相談専用電話(#9110)) へご連絡下さい。

問町田警察署®722·0110、南大沢警察署®042·653·0110



郵送でなく窓口での申請を希望する方へ〜受付窓口のご案内

受付窓□設置期間·場所·時間

8月24日(月)~28日(金)⇒イベントスタジオ(市庁舎1階、午前9時~午後4時) **8月31日**(月)~12月28日(月)⇒市庁舎7階会議室7-2(午前8時30分~午後5時)

※土・日曜日、祝休日を除きます。 ※その場で支給は行いません。

※各市民センター、各駅前連絡所等では受け付けしていません。 ※混雑が予想されるため、郵送での申請にご協力下さい。

臨時福祉給付金に関するお問い合わせ

町田市役所臨時福祉給付金専用コールセンター

□□=扶養している人 ○=扶養されている人

※ご利用には市役所までの 通話料金がかかります。